

令和7年4月から入院時の食費負担額が変わります

健康保険法施行令の改正により，令和7年4月1日から入院時の食費負担額が改定されたことに伴い，当院でも同日から下記のとおり変更しますので，御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

入院時食事療養費標準負担額

区分	入院日数	標準負担額（1食）	
		改定前	改定後
住民税課税世帯の方 70歳未満（区分ア.イ.ウ.エ） 70歳以上（Ⅲ.Ⅱ.Ⅰ.一般）	入院日数にかかわらず	490円	510円
小児慢性特定疾病児童等または特定医療を受ける指定難病の方		280円	280円
住民税非課税世帯の方 70歳未満（区分オ） 70歳以上（低所得者Ⅱ）	過去1年間の入院期間が90日以内の方	230円	240円
	過去1年間の入院期間が90日越えの方 ※1【長期該当】	180円	190円
住民税非課税世帯の方 70歳以上（低所得者Ⅰ）	入院日数にかかわらず	110円	110円

※1【長期該当】

住民税非課税世帯の方で，入院期間が90日を越えた方は，医療保険者へ【長期該当】の申請を行わないと減額の適用は受けられません。

また，適用は，病院へ提示した月からとなります。

※2 住民税非課税世帯の方は，マイナンバーカードの保険証利用による限度額の確認または限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により，食事療養費を減額することができます。

※3 食事療養費は，高額療養費の算定対象外となります。

令和7年4月1日 気仙沼市立病院